

## 札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第43回）議事概要

### 1 日時

令和元年5月28日（火）午後3時から午後5時10分まで

### 2 場所

札幌地方裁判所本館5階大会議室

### 3 出席者

（委員）市原久幸，小川恭子，高橋美幸，千葉悦子，秀嶋ゆかり，藤森行雄，本多知成，前田周作，八木橋眞規子，安本浩之（五十音順敬称略）

（委員補助者）札幌弁護士会弁護士鳥井賢治

（説明者）札幌地方裁判所刑事部総括判事，同事務局総務課課長補佐

（庶務）札幌地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同裁判員調整官，同事務局長，同事務局次長，同総務課長，同総務課課長補佐

### 4 議事トピックス

- (1) 札幌地方裁判所刑事部総括判事から裁判員制度について別添資料1-1から1-5までに基づき，同事務局総務課課長補佐から裁判員制度に関する広報活動について別添資料2-1及び2-2に基づき，それぞれ説明しました。
  - (2) 秀嶋委員（委員補助者 鳥井賢治弁護士）から，弁護士会における裁判員制度に関する取組について，別添資料3-1から3-3までに基づき説明を受けました。
  - (3) 次回の委員会では，「執行官の関与する強制執行手続」をテーマとして協議する予定になりました。
- （議事概要は，次ページ以降に記載しています。）

## 5 議事等

(以下、発言者は、■：委員長，○：委員，□：説明者と表示)

### 【委員長の互選】

互選により，本多知成委員が委員長に選任された。

### 【裁判員制度について】

- (1) 札幌地方裁判所刑事部総括判事から，裁判員制度について，概要並びに裁判員候補者の辞退希望の状況及び裁判員選任手続期日への出欠の状況を中心に説明した。
- (2) 札幌地方裁判所事務局総務課課長補佐から，裁判員制度に関する広報活動について，制度発足10周年である今年度の広報を中心に説明した。
- (3) 秀嶋委員から，日弁連及び弁護士会における裁判員制度に関する取組みについて説明を受けた。
- (4) 質疑応答及び協議

- 裁判員に対する経済的な手当が不十分ではないかと感じています。

札幌では，裁判員経験者のネットワークがないと思われませんが，それがあれば情報発信ができるのではと思います。また，量刑に関して評議の中でどのような形で議論がなされるのかなどについて，もう少し情報があってもよいと思います。

裁判所の広報メニューのうち，制度説明のDVDの貸出状況であるとか出前出張講義についての情報などを広報するのもよいと思います。パネル展示については，パネル設置の場所であるとか，その場で国民の方とやり取りができるようなブースの設置等の工夫が考えられると思います。

- 裁判員の経済的手当てに触れられていましたので，裁判員となられた方の日当について御紹介します。当庁では，執務時間が7時間を超える方については1万円，執務時間が4時間を超えて7時間以内である方には8200円をお支払いしております。

- 裁判員候補者の辞退率の上昇という問題に関連して，公判期日の指定の在り方について，お考えはありますか。

- 私がかかわった裁判員裁判では，選任期日当日に公判期日が指定されることが多かったと思いますが，選任期日と公判期日を別日とする方法もあります。裁判員の負担を考えると，日数的には当日に公判期日が指定されていた方がいいとは思いますが，裁判員としての心の準備のために選任期日の翌日等に公判期日を指定する方がいいことも十分に考えられますので，どちらがいいとは一概にはいえないかと思っています。

- 裁判員候補者の中では，裁判員に選ばれてから仕事や生活上の調整を行う方が多いように感じます。それらの調整のために，選任期日と公判期日は別日に指定する

方が多いのかもしれませんが。手続全体の日数を短くすべきか、それとも一日の負担を軽くするののかについては、難しい問題だと認識しています。

■ 裁判員を送り出す側である企業に対しての働き掛けについて、お考えはありますでしょうか。

○ 私が所属する会社では、社員が、裁判員候補者に選ばれば手続に参加できるようにするという態勢になっております。

裁判員制度自体をどれだけ国民の皆さんに知ってもらえるかというところが重要になると思います。広報展開の方法として、ウェブが紹介されていましたが、広報としてより多くの国民の方との接点を作っていく工夫の余地があるのではないかと思います。

■ 家庭や会社の事情で裁判員裁判に参加されづらいといった方々に対し、裁判所が配慮すべき点などについて、御意見はありますでしょうか。

○ 5月19日のイベントは、補充裁判員になられた方が、裁判員裁判に参加して、様々な意見がある中で重大なことを話し合っ決めていくという経験が、自分にとってとても大切な経験となったということをおっしゃっていたことが興味深かったです。また、裁判官が裁判員の意見を拾い上げるために様々な工夫をしていることがわかりました。裁判員裁判に参加する方々を増やすために、法律で定められている裁判員裁判に参加するという遵法意識や裁判員裁判に参加することの意義を幼い頃から教育していくことが重要なのではないかと思います。

■ 例えば学生の方々が裁判員裁判に対してどのようなお考えを持たれているかなどについて、お話しいただけることはありますでしょうか。

○ ゼミで家庭裁判所を見学したことがあり、そのように裁判所を知る経験を経ることで学生も裁判員裁判に対しての意識が養われるのではないかと思います。実際に辞退されている方々がどのような具体的な理由で辞退されているのかがわからないので、対策がとりづらいのではないかと考えています。

裁判員裁判に参加する前と後では裁判員経験者の気持ちが大きく変わることで、つまり参加したくないという気持ちをお持ちの方であっても、参加してよかったという気持ちになる方が多いということをお伝えきれていないのではないかと思います。守秘義務との関係で経験を話すのをためらわれている方が経験を話す機会があればよいのではないかと感じています。

□ 辞退が認められた方が申出をされた際の記載内容について、記載以外の具体的事情をどの程度調査・分析しているかとお尋ねについて、辞退が認められた方から、改めて更に詳しい実情を伺って分析することも有用であると思いますが、そこまで行っているものではないかと感じています。

守秘義務については、個々の裁判員の方々がどのような意見だったかといった評議の内容については、率直な議論をするために評議室の外での紹介を控えていただくようお願いしていますが、それ以外の裁判の内容や裁判官の進行などについては、どんどんお話ししていただいて結構ですと説明しています。実際に、職場報告会などとして、裁判員経験者の方々の経験が語られるのが理想ですし、実際に数は少ないですがそのような会に出席させてもらって私もお話をさせてもらいました。私たちとしてもそのような裁判員経験者の方々の経験を話していただく機会が増えるような働き掛けを続けていきたいと考えています。

■ 裁判所の広報について何か御意見はありますか。

○ 裁判員経験者が非常にいい経験だったと言われるとのことなので、裁判員経験者に経験談を語っていただく機会を設けていくことが重要だと思います。具体的な辞退理由については、より詳細に調べた方が精度の高い対策をとりやすくなるのではないかと思います。また、実際に裁判員に選任されるのかわからないまま選任手続に参加しないといけないといった問題については、インターネットでの選任手続などを行うことができれば、移動を行わずに済むという点で、負担軽減につながるのではないのでしょうか。

○ 私の部下で裁判員を辞退した人は、被告人などからの報復が怖いと言っていました。国民の感覚としては、そのようなものかもしれないと思っています。自分の氏名が被告人の弁護人を通じて、被告人に漏れてしまったらといったような漠然とした不安感があるのかもしれないかもしれません。そのようなおそれがないことをきちんと周知することで、不安感を持つ裁判員候補者の辞退が減るのではと思います。

□ 御指摘いただいた点については、不安として感じられるとよく伺うところです。私も、裁判員の方には、私自身が報復を受けたことはないこと、裁判員の氏名は裁判所から出すことは絶対にしないこともお伝えしています。もちろん、検察官や弁護士の方が、裁判員の氏名を知ることはありえますが、守秘義務が課されていますので、裁判員の氏名が外に出る心配はないものであるとも御説明しています。

また、制度上は辞退事由がないのに虚偽の理由を述べたり、正当な理由がなく手続に参加しなかったりすることに対して罰則が設けられていることから、辞退申出をされた際の理由について、後日改めて調査・分析するためにその詳細を聞き取ることは、デリケートな問題を含んでおりますので、すぐに取り掛かることができることではないのかもしれないかもしれません。辞退をされる方の真の理由が何かということについては、よくよく考えていかなければならないものだと思います。

■ これまでの議論を踏まえて、何かお気づきの点がある方はいらっしゃいますか。

○ 裁判員に対しての暴力団員の声掛け事件が発生したこともあり、国民が逆恨みに

ついて心配するのは当然ともいえますので、その辺りの対策が必要なのではないかと思います。

また、仕事を休めないというのが、裁判員の辞退理由としては大きな理由の一つだと思います。私の職場では、裁判員に選任された場合には特別休暇の制度があるので、安心して裁判員を務めることができるのですが、そのような特別休暇の制度があったとしても、最終的には辞退するかどうかは個人の判断によるところですので、制度の意義などの周知をもっと行った方がよいと思います。

- 今回、裁判員制度10周年ということで、いろいろ説明を聞かせていただきましたが、大人の意識を10年で変えることは難しい面もあると思います。そこで、子供が育つ過程で、裁判員になることが負担ではなく、裁判員になることが当然だというような意識の大人になってもらうことが重要なのではないかと思います。広報の説明の中で、裁判所キッズデイの説明がありましたが、年に何回も行って、裁判員経験者にその行事の中で経験を話してもらうなど、子供も保護者にもその経験を共有していくなども一つの方法ではないかなと思います。
- 仕事柄被告人に恨まれる可能性のある仕事をしておりますが、私自身も報復にあったことはありません。また、暴力団員の声掛け事件については、その暴力団員が処罰を受けております。捜査機関としましても、裁判員の方々の心配事が解消されるように取り組んでいるところです。ところで、裁判員の負担軽減という観点で、凄惨な場面の写真というものが辞退率を上げる要因になっているのでしょうか。
- 実際に裁判員候補者から出される質問票において、御遺体の写真を見たくないの辞退を希望すると述べている方もいますし、裁判員として参加するに際して、そのような凄惨な場面のない事件でよかったといったような話も常日頃から聞くところです。ですので、こちらとすると一定程度、裁判員候補者の負担になっているものと感じております。
- ただ、辞退事由として挙げられているものではないので、辞退率を上げる要因とはなっていないのではないかと思います。また、裁判員候補者に安心して裁判員になっていただくことももちろん重要なことですが、一方で適正な審理の観点から、裁判員の方に事実を見ていただきたいという要請もあると思います。そのような証拠をしっかりと見ることによって納得して判断することができたといった裁判員経験者の経験を記載した新聞記事も多数あります。そのような写真を見たくないという方はもちろんいらっしゃいますが、辞退率を下げるために事実を示す証拠を使わないというのは本末転倒なのではないかと思います。
- 弁護人が裁判員の氏名を漏らすことがないことについては先ほど説明があったとおりです。また、審理が長くなることが裁判員の負担となり、辞退率が上がるので

はないかといった点につきましては、刑事裁判というものが国家権力をもって被告人の有罪、無罪、量刑を決めていく手続であることから、裁判員の負担軽減を目的として、裁判手続自体が簡略化するようなことがあってはならないと思っています。

**【次回のテーマについて】**

- 本国会で改正民事執行法が成立し、今後民事執行手続が改正されます。また、ハーグ条約における子の引渡しはどのように行われるかなどの問題も議論されているところです。このような執行手続には執行官が関与しています。執行官というのは様々な職務を行っていますので、この機会に、地裁委員会で裁判所から執行官や執行手続等に関して説明を行い、執行官の関与する強制執行手続について御協議いただくということではいかがでしょうか。

(意見なし)

- それでは、「執行官の関与する強制執行手続」をテーマとしたいと思います。

**【次回の予定について】**

次回は、令和元年11月25日(月)午後3時から札幌地方裁判所で開催することとなった。